

ストック・オプションの 損金算入

制度調査部
吉井 一洋

無償発行決議でも損金算入可能に

【要約】

2006年5月1日以後付与されるストック・オプションについては、その公正価値を費用として計上することが義務付けられることになった。

これに対応し、2006年度税制改正により、税制非適格のストック・オプションについては、付与時の公正価値を権利行使時に損金算入することが認められた。

ただし、会社法でストック・オプションの発行に多様な決議方法を認めたことから、どのような決議を経て付与されたストック・オプションが損金算入の対象になるか不明確であった。

しかし、最近の税務当局の解説によれば、報酬債権との相殺による有償発行の場合だけでなく、無償で株主総会の特別決議を経て発行する場合でも損金算入の余地がある旨が明らかにされた。

1. 2006年度税制改正で損金算入可能に？

2006年5月1日以後に付与されるストック・オプションから、ストック・オプションの費用計上義務付けられることになった。これに伴い、平成18年度(2006年度)税制改正では、税制非適格のストック・オプションに限り、付与した会社に損金算入を認めることとした。

ただし、改正法の規定は、ストック・オプションを無償で株主総会の特別決議を経て発行する場合は、税制非適格のストック・オプションであっても、損金算入できなくなるようにも読み取れた。

しかし、最近の税務当局の解説によれば、無償で株主総会の特別決議を経て発行する場合でも損金算入の余地があるとされている。以下その詳細を解説する。

2. スtock・オプションの発行手続の変更

ストック・オプションは、旧商法では報酬には当たらないと解されていた。しかし、実際は報酬として活用されており、役職員等のやる気を引き出すために付与されるものと解されている。会社法上は報酬として位置づけられている。

旧商法では、株式を時価よりも有利な価格で取得できる権利を無償で付与するものと位置づけられ、新株予約権の有利発行として、付与に当たっては株主総会の特別決議が必要とされていた。しかし、会社法では、ストック・オプションの発行方法がつぎのように多様化している。 1

ア．払込金額を新株予約権の公正価額と同額に定めた上で、払込期日を定めず、新株予約権を発行して、その行使期間の初日の前日までに、払込義務と役職員 2 の会社への報酬請求権を相殺する方法(報酬債権との相殺による有償発行)

イ．払込金額を新株予約権の公正価額よりも低額に定めた上で、払込期日を定めず、新株予約権を発行し、その行使期間の初日の前日までに、払込義務と役職員 2 の会社への報酬請求権を相殺する方法

ウ．払込みを要しないこととして、新株予約権を発行する方法(無償発行)

- 1 上記の分類はダイヤモンド社「新・会社法 100 問（会社法立案担当者の会）」327 ページによる。
- 2 原文では「役員」

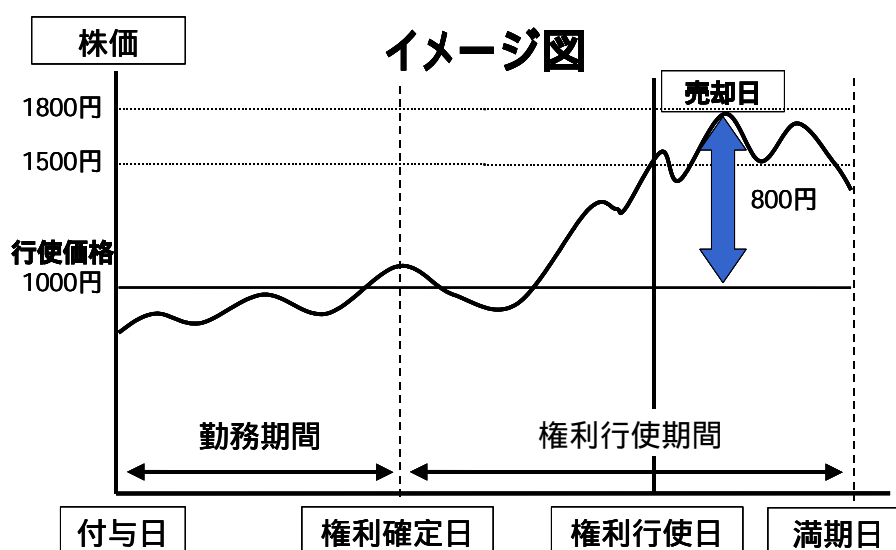
ア、イの場合、有利発行に該当しなければ、取締役会の決議で発行が可能であると考えられる。ウの場合は、通常は有利発行に該当し、従来どおり株主総会の特別決議が必要になると思われる。

付与対象者が取締役の場合は、委員会設置会社を除き、取締役の報酬として、株主総会の普通決議が、別途、必要になる。付与対象者が執行役員や従業員などの場合は、報酬としての株主総会決議は不要である。

例えば、付与対象者が執行役員や従業員などの場合、仮に上記アの方法でストック・オプションを付与すれば、取締役会の決議だけで発行できるとも考えられる。しかし、実際に、株主の承認を全く得ずに、従業員等にストック・オプションを付与することについては慎重に考える企業が多い。労働法上は、ストック・オプションは賃金には該当しないと解釈されている。したがって、アの方法がとれるかは労働法上の疑義も生じる。そのため、従業員や執行役員にストック・オプションを付与する場合は、ウの無償発行で株主総会の特別決議を経て発行する方法が主流となっている。

3．会計上の費用計上処理と税務

(1) 会計上の費用処理



行使価格 1,000 円のストック・オプションのイメージを示すと上の図のようになる。株価が 1,500 円の時に権利行使すると、1,500 円の株式を 1,000 円で取得することができる。税制適格ストック・オプションの場合はこの段階では非課税だが、税制非適格ストック・オプションの場合は差額の 500 円に対して所得課税が行われる。その後 1,800 円になった時に売却すると、800 円（= 1,800 円 - 1,000 円）の利益を得ることができる。税制適格ストック・オプションの場合は、この 800 円に対して株式譲渡益課税が行われる。税制非適格ストック・オプションの場合は、売却日の時価 1,800 円と権利行使時の価格の 1,500 円の差額の 300 円に対して株式譲渡益課税が行われる。

付与日から権利確定日まで 3

ストック・オプションを付与時の公正価値（単価）で測定し、付与対象者によるサービス提供期間（上の図の勤務期間）にわたって費用計上する。

厳密に言えば、「付与日」の評価単価に「権利確定日」において最終的に権利が確定したストック・オプションの数をかけた金額が費用計上額となる。「付与日」とは会社法にいう「募集新株予約権

の割当日（新会社法第 238 条第 1 項第 4 号）」をいう。「権利確定日」とはストック・オプションの条件が達成され「権利の確定した日」をいう。「権利確定日」が明らかでない場合は、権利行使期間の開始日の前日を指す。「サービス提供期間(対象勤務期間)」は、「付与日」から「権利確定日」までの期間を指す。

費用計上は、付与日から行うので、権利確定日までの間の会計期間では、権利確定見込数に基づき、その会計期間に対応する費用を計上する。最終的には「サービス提供期間(対象勤務期間)」に計上した費用の総額が付与日の評価単価に実際の権利確定数をかけた金額となるよう調整する。

費用計上の相手勘定は「新株予約権」で貸借対照表上の「純資産」の部に計上する。

参考 会計処理の仕訳：「株式報酬費用」は P/L、「新株予約権」は B/S 純資産の部

(借方) 株式報酬費用 × × / (貸方) 新株予約権 × ×

権利確定日以後 3

権利が確定し権利行使可能期間が開始した後、権利行使された場合には、権利行使されたストック・オプションに対応する「新株予約権」と払込金額の合計を、資本金・資本準備金に振り替える。（自己株式を処分する場合は、自己株式処分の会計処理を行う）

権利行使されないまま満期を迎えた場合、その失効分については戻入益を、原則として特別利益に計上する。付与日から権利行使期限までのトータルで見ると、最終的には権利行使された分だけが費用計上されることになる。

3 詳細は DIR 制度調査部情報「ストック・オプションの会計処理（改訂版）」(2006.6.29 吉井 一洋)

(2)税務上の損金算入

制度の概略

2006 年度税制改正により、ストック・オプションを付与した会社は、役職員等による役務提供に係る費用の額の損金算入が認められることになった。

ただし、新会計基準・適用指針とは異なり、税制上損金算入が認められるのは、権利行使時において付与対象者に所得課税が行われる税制非適格ストック・オプションに限定されている。損金に算入する時期も、ストック・オプションの付与を受けた役職員が権利行使を行った日の属する事業年度とされている。

損金算入は、2006 年 5 月 1 日以後に発行(付与)の決議がされる新株予約権について適用される。

適用対象の解釈が明確に

改正税法では、損金算入は税制非適格ストック・オプションのうち、「当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権を当該新株予約権と引換えにする払込みに代えて相殺すべきものに限る。」とされている。当初、この規定の解釈は明確ではなかった。仮に税制非適格ストック・オプションのうち、報酬債権との相殺により有償で発行された場合のみ損金算入を認めるという趣旨であれば問題が生じた。そのように解釈した場合は、ストック・オプションを無償で株主総会の特別決議を経て発行する場合は、税制非適格のストック・オプションであっても、損金算入できなくなるからである。従業員に付与されるストック・オプションは、無償で株主総会の特別決議を経て発行される場合が多く、たとえ税制非適格であったとしても、損金算入が認められなくなってしまう。

しかし、税務当局の最近の解説（「改正税法のすべて 平成 18 年度版（大蔵財務協会）」）によれば、ストック・オプション(税制非適格)を無償で株主総会の特別決議を経て発行した場合でも、

発行企業に損金算入を認める余地がある旨を示している。具体的には、次の解釈による。

新株予約権の発行が「役務の提供の対価」であることが、損金算入の適用の前提である。「役務の提供の対価」であるかどうかは、第一義的には新株予約権の発行に係る決議が「役務の提供」に係る債権をもって払込みに代えて相殺する旨の会社法上の決議があったかどうかで判断する。

ただし、上記の決議により付与されたとしても、実際に役務の提供がなされていない場合は、損金算入は認められない。

逆に、無償発行の決議により付与されたとしても、実態的には役務の提供の対価としての付与であり、なんらかの合理的な理由で無償付与の決議によらざるを得なかったことが説明可能であれば、損金算入を認める余地がある。

今後は、「なんらかの合理的な理由」としてどこまでが許容されるかが問題となる。この点についても解釈が明確化されることが望まれる。

損金算入額および時期

損金算入額は、付与時の公正価値（単価）による。損金算入時期は付与を受けた個人に給与所得、事業所得、退職所得または雑所得の収入金額が生じた日、即ち、権利行使日の属する事業年度とされている。権利行使した事業年度に、付与時の公正価値（単価）に権利行使したオプション数をかけた金額を損金算入することになる。失効した場合は、会計処理のような戻入は行わない。